

マイナ保険証の利用促進等について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

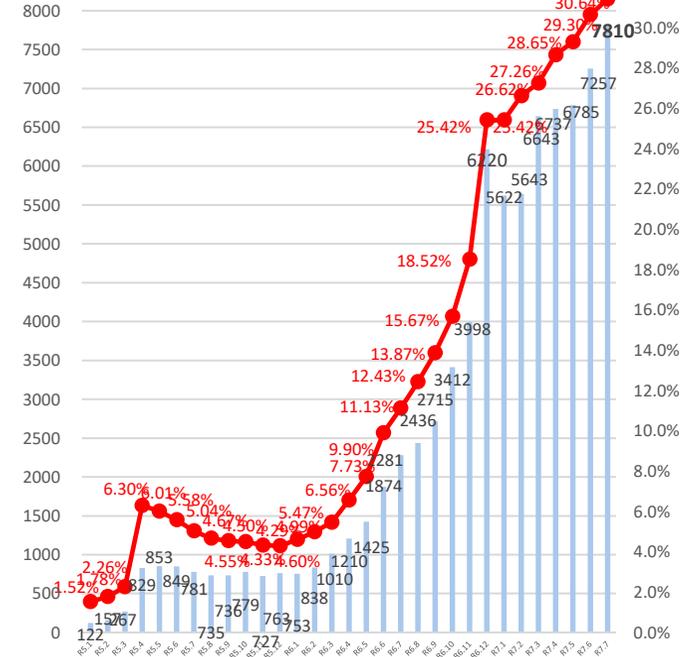
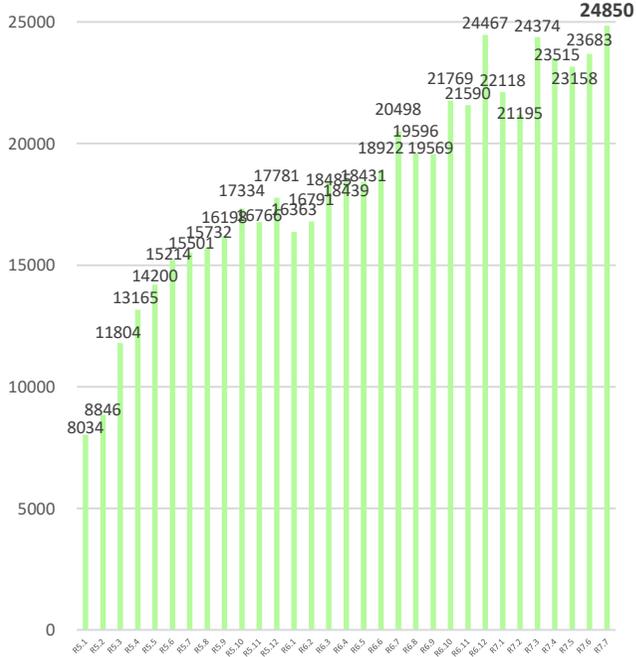
オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

■ オンライン資格確認の利用件数 (万件)

■ マイナ保険証の利用件数 (万件)

● 利用率



【7月分実績の内訳】

	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	19,763,425	10,052,763	9,710,662
内科診療所	103,738,303	30,547,643	73,190,660
歯科診療所	21,521,278	9,330,483	12,190,795
薬局	103,475,265	28,166,778	75,308,487
総計	248,498,271	78,097,667	170,400,604

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	2,940,998	1,153,468	5,085,193
内科診療所	8,790,575	9,117,836	22,468,618
歯科診療所	2,449,642	1,961,623	2,488,106
薬局	9,432,037	6,929,463	15,032,577
総計	23,613,252	19,162,390	45,074,494

＜参考＞

令和7年7月のマイナ保険証利用人数 (3,146万人) から、当該月に医療機関に受診した人の推計値 (6,853万人) を用いて、一月に医療機関を受診した人のうち、マイナ保険証を利用した人の割合 (推計値) を算出すると以下のとおり。

- 医療機関受診者に占めるマイナ保険証利用者の割合 45.9%
- 医療機関受診者 (MNC保有者) に占めるマイナ保険証利用者の割合 58.0%
- 医療機関受診者 (マイナ保険証登録者) に占めるマイナ保険証利用者の割合 66.9%

※医療機関受診者数とマイナ保険証利用者数は、月内に保険者を異動し、両保険者において医療機関を受診した又はマイナ保険証を利用した場合はダブルカウントされる。

※医療機関受診者数については、加入者数に患者割合をかけることで算出。加入者数については令和7年3月までは医療保険医療費データベースによる実績値、4～7月は過去の伸び率から推計して算出。

患者割合は、令和4年度の医療給付実態調査における診療種別計の患者割合を元に、医療保険医療費データベースにおける直近の入院外+歯科の受診率を用いて推計し算出。

※医療機関受診者のうちMNC保有者及びマイナ保険証保有者の算出は、全人口のうちMNC保有者 (79.2%) やMNC保有者のうちマイナ保険証利用登録者 (86.6%) を用いて推計。

- 1. マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行
（市町村国保）**
- 2. 外来診療等におけるスマートフォンのマイナ保険証
利用への対応**
- 3. 黒丸文字の解消に向けた対応**

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行 (市町村国保)

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行（市町村国保の影響報告）

8月に約1,400の市町村国保で、約1,700万人の保険証の有効期限を迎え、1日に約499万件のマイナ保険証の利用が観測された日もある中で、医療機関向けのコールセンターへの問合せ件数も大きな増加は見られないところ。引き続き状況を注視しながらマイナ保険証への円滑な移行と利用の定着を進めていく。

7月と8月第1週の医療機関等向けコールセンターへの入電件数の比較

	7月	8月 (8/1~8/7)
1日当たり平均入電件数	1,295	1,308

8月第1週の医療機関等向けコールセンターの問合せ分類（上位10個）

問合せ内容	総計
1 顔認証付きカードリーダーの操作方法（目視確認モード切替え）	555
2 端末エラー（個別事象）	365
3 オン資システムの操作方法（ログイン不可）	254
4 柔整あはきの施術所向け協力金（申請状況確認）	206
4 マイナ資格確認アプリ（訪問診療等）のセットアップ	205
6 資格確認端末の電子証明書（更新手順）	199
7 オンライン請求のポップアップ画面（表示内容に関するお問合せ）	134
8 柔整あはきの施術所向け協力金（報告フォーム入力方法）	124
9 国保の保険証の有効期限切れに伴う暫定的な対応	104
10 マイナ資格確認アプリのカード読み取りエラー	96

患者の資格確認に関するコールセンターへの問合せ状況（8月第1週）

患者の資格確認に関する主な問合せ内容	問合せ総数
国保の保険証の有効期限切れに伴う暫定的な対応	104
マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応	81
令和6年12月2日以降の資格確認方法	32
被保険者資格申立書	25
資格確認書	16
資格情報のお知らせ	4

（参考）7月のマイナ保険証利用件数 : 7,810万件
8月1日～7日のマイナ保険証利用件数 : 2,558万件

保険証の切り替わりに伴う周知のリーフレット

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。
令和7年7月31日以降、順次満了

となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

マイナ保険証か**資格確認書**

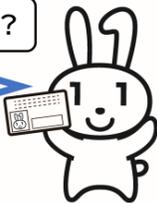
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず
資格確認書が交付されます。
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での
受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請
すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人
や介助者等による**代理申請も可能**です。



まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ >>>

マイナンバーカードを健康保険証として
使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口を設置されている顔
認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを
置くと、利用登録が済んでいない方には、その
場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、
何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインし
ます。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるので
ご自身の登録状況をご確認ください

マイナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(※年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国保・後期の保険証切り替えに関する周知広報物

○自治体の庁内掲載用ポスター

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。

令和7年8月1日以降順次、健康保険証は使えなくなります。



マイナ保険証が資格確認書

で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証
の利用を
ご希望の方

利用登録済み ▶ そのまま医療機関等でご利用ください。
の場合
未登録の場合 ▶ 医療機関等にある顔認証付きカードリーダー
で利用登録ができます。
※マイナポータル等でも登録できます。

マイナ保険証を
お持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に**資格確認書**が交付されます。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証の
利用が困難な方

ご高齢の方や障害をお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している保険者に**申請すれば資格確認書が交付**されます。
※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、申請しなくても資格確認書が交付されます

＼こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



マイナ保険証
お問い合わせ
120-95-0178
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの
健康保険証利用について
もっと知りたい方はこちら



ひとくらし、あいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

○6月2日読売新聞朝刊掲載の新聞広告



後期高齢者医療制度と国民健康保険にご加入の方
健康保険証の有効期限をご確認ください！

令和7年8月1日*以降順次、健康保険証は使えなくなります。

*お住まいの自治体によって異なる場合があります。

健康保険証失効後は、医療機関等の窓口で、**マイナ保険証が資格確認書**をご利用ください。
ご自身が資格確認書の交付対象かどうかは、以下をご参照ください。

後期高齢者の方	マイナ保険証をお持ちでない方	マイナ保険証の利用が困難な方
全員に資格確認書が 交付されます。 ※令和8年7月まで	健康保険証の有効期限前 に資格確認書が交付され ます。 マイナ保険証の有無（利用登録状況）は マイナポータル等でご確認いただけます。	申請により 資格確認書が交付され ます。 *ご高齢の方や障害をお持ちの方など

マイナ保険証があれば、過去の病歴やお薬情報などがわかり、
救急現場での適切な処置につながるなど、より良い医療が受けられます。
この機会にぜひ切り替えをご検討ください。

マイナ保険証の
メリットをご紹介！
詳細はこちら→

厚生労働省 マイナ保険証



外来診療等におけるスマートフォンのマイナ 保険証利用への対応

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

外来診療等におけるスマートフォンのマイナ保険証利用への対応について

医療機関・薬局において、マイナ保険証を読み取る顔認証付きカードリーダーの導入が進んでいる中では、マイナンバーカードとしてのマイナ保険証の利用の定着を引き続き進めていくとともに、スマホでの受付を希望する医療機関・薬局に対しては補助金の活用により環境整備を進めていく。

マイナンバーカード

- ほぼ全ての医療機関・薬局でマイナ保険証として利用可能
- 券面に顔写真や氏名・住所等の記載があり、単体で本人確認が可能
- 手続として必要になる場面以外で、日常的に持ち歩く習慣がない方も一定数存在
- マイナ保険証としての利用も進んでいる一方、保険証の有効期限が切れるまでは発行済みの保険証を引き続き利用するという声もある

⇒引き続き実物のカードによるマイナ保険証の利用経験が増えていくよう取り組みを進めていく必要。

スマートフォン

- マイナポータルへのログインが簡便になり、自身の医療情報の把握・管理が容易に
- 日常的に広く利用されるスマートフォンでもマイナ保険証として利用できるようにすることで、患者の利便性の向上にもつながるほか、来院時の資格確認がスマホ1台でできることで、医療機関等の窓口での受付がスムーズになることも期待される

⇒カードに加えてスマートフォンでも利用できる医療機関等の環境整備を支援していく。

外来診療等におけるスマートフォンのマイナ保険証利用への対応 (実証事業)

- **iPhoneでのマイナンバーカード機能の利用が6月24日より開始**。これにより、既に電子証明書の利用が始まっていたAndroidも含めて、スマートフォンでもコンビニ交付等のサービスの利用が可能に。
- あわせて、スマートフォンでのマイナ保険証の医療機関・薬局での利用について、**7月より実証事業を実施**（7/1～7/18と、8/4～8/15の2回に分けて実施）。実際の医療機関等の窓口で円滑に、問題なくオンライン資格確認が行われるか確認を行った。

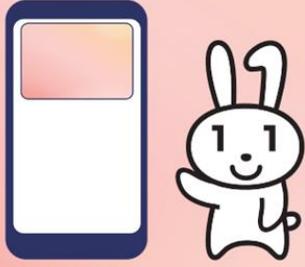
スマートフォンでのマイナ保険証利用のリーフレット

**スマホでマイナ保険証を使う
実証事業にご協力ください**

国立病院機構 東京医療センターは、実証事業に参加しています

実証実施期間 8月4日～15日

この期間以外は、通常の受付体制となります。9月頃から本格運用を開始し、機器の準備が整った医療機関等で順次、利用可能となる予定です。



マイナンバーカードを取り出さずに、
スマホをかざしてマイナ保険証を利用できます。
実物のマイナンバーカードもご持参ください

マイナンバーカードの健康保険証利用登録法、スマホで使うための手順はこちらから！ [裏面へ](#)

マイナンバー
専用フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイナンバーカードの
保険証利用について
もっと知りたい方はこちら

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

スマホでマイナ保険証を使うための事前準備

事前準備として、下記のステップ1、ステップ2を実施してください。

準備するもの

- 実物のマイナンバーカード
- 券面入力用暗証番号(数字4桁)※iPhoneのみ
- 署名用パスワード(英数字6～16文字)
- 最新のマイナポータルアプリ

健康保険証の利用登録

スマートフォンからマイナポータルにログインして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください。

マイナンバーカードをスマホに搭載する

マイナポータルアプリの以下画面の赤枠部分から、マイナンバーカードのスマホ搭載の利用申請・登録が可能です。

Android

※Android11以上のバージョンが必要です。

iPhone

※iOS18.5以上のバージョンが必要です。

※申請や追加を開始する青いボタンが表示されている場合は、スマートフォンのマイナンバーカードの対応機種です。対応機種にもかかわらず、ボタンが表示されない場合は、マイナポータルアプリやスマートフォンのOSをアップデートしてください

署名用パスワードがわからない場合

署名用パスワードは、以下のいずれかの方法で初期化・再設定が可能です。

- スマートフォンアプリとコンビニの複合機を利用して再設定する
- 住民票のある市町村の窓口でパスワードを再設定する

① 「PKI暗証番号リセットアプリ」をダウンロード
② アプリから署名用パスワードの初期化の予約
③ コンビニのキオスク端末から初期化・再設定

※利用者証明用パスワード(数字4桁)が必要です。

(参考) 大臣視察の様様 (7/2)



スマートフォンのマイナ保険証利用の実証事業の結果

- 実証事業期間中にスマートフォンで資格確認を行った人数は321人（テスト利用と実証期間の中断期間も含む）。AndroidよりもiPhoneの利用が目立った。対象施設でのマイナ保険証の利用率は約5割である一方、マイナ保険証の利用に占めるスマホの割合は1%未満に留まったが、大きな支障なく資格確認を実施できることが確認された。
- 実証事業でスマホを利用した患者からは、利便性向上の意見もあった一方、利用前のスマホの設定や、スマホのかざし方がわかりにくいといった意見もあった。職員からは来院前にスマホ搭載を終えてから受付で利用して欲しいなどの意見があった。

スマホの利用状況（15医療機関等の合計）

デバイス	利用者数
iPhone（生体認証）	252
Android（PIN認証）	69
合計	321

資格確認種別	件数
①オンライン資格確認件数	146,102
②マイナ保険証の利用件数（カード+スマホ）	73,982
③スマホの利用件数（※）	398
マイナ保険証利用率（②÷①）	50.64%
マイナ保険証に対するスマホ利用割合（③÷②）	0.54%

（※）資格確認のログ上は同一患者の利用の重複があるため利用者数より多い

患者・職員の主な意見

（患者）

- カードを出す手間がなくなり、受付がスムーズになった
- カードの持ち歩きによる紛失の心配がなくなった
- スマホの最初の設定が難しかった
- スマホをかざす場所や端末の操作方法がわからなかった
- 機種変更時等のセキュリティ面に不安がある

（職員）

- 来院前にマイナンバーカードのスマートフォンへの追加を終えてから受付で利用してほしい
- マイナンバーカードのスマートフォンへの追加に必要な署名用電子証明書のパスワードが分からず利用を断念される方がいた
- 顔認証付きCRの操作をせずにいきなりスマホをかざす方が多い

 **スマホ利用に当たっての必要な事前準備や留意点について周知を図っていく**

スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備 (医療機関・薬局側での対応)

本年9月19日(予定)から、スマートフォンでのマイナ保険証の読み取りに関するオンライン資格確認システムの機能を開放。スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に向けて、医療機関・薬局と患者側双方の環境整備を推進・支援していく。

医療機関・薬局側の対応

- **顔認証付きカードリーダーに対応した汎用カードリーダーの購入**
→8/29よりECサイト(Amazonビジネス)の専用ページ開設。各医療機関・薬局向けに発行されたクーポンを利用し、**申請手続なく1/2補助(補助上限7,000円)**で割引後の価格で購入可。診療所・薬局は1台、病院は3台まで補助対象。
※接続にUSBケーブルやUSBハブが必要な場合は、CRの台数に応じた数が補助対象(CRとセットで購入)
※キヤノン製の顔認証付きカードリーダーを導入している場合は、汎用カードリーダーは設置不要
- **汎用カードリーダーと資格確認端末(PC)との接続**
※医療機関・薬局での**システム改修や、顔認証付きカードリーダーの買い替えは不要**
- **窓口での受付環境の整備**
→患者にとってスマホをかざす位置が分かりやすくなるよう、
 - ・顔認証付きカードリーダーの近くに汎用カードリーダーの設置
 - ・スマホをかざす場所を示すステッカーの活用 を推奨→**スマホ対応施設であることを患者が確認できるステッカーの掲示**



※何らかの事由でスマートフォンでのオンライン資格確認ができなかった場合、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示することで資格確認を行う。(要告示改正)

スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備 (患者側での対応)

スマートフォンでのマイナ保険証への対応に向けて、医療機関・薬局と患者側双方の環境整備を推進・支援していく。患者に対しては、来院前に必要な事前準備をした上でスマホを持参して受診していただくよう呼びかけを行う。

患者側の対応

- **自身のスマートフォンがスマホ用電子証明書の利用に対応しているかの確認**

※対象機種はデジタル庁のiPhone/Androidの各サービスサイトに掲載

- **健康保険証利用登録**

(未登録の場合：マイナポータルで後続の手続とあわせて実施可能)

- **来院前のスマートフォンへのマイナンバーカードの追加**

→マイナポータルアプリからスマートフォンにマイナンバーカードを追加するには、

実物のマイナンバーカードと、署名用電子証明書のパスワードが必要。

※署名用電子証明書のパスワードが分からない場合には、スマートフォンの暗証番号リセットの専用アプリと

コンビニのキオスク端末の利用により、自治体窓口に行かずとも再設定可能

※電子証明書の有効期限切れの場合には、自治体窓口で再発行を行う

※スマートフォンにマイナンバーカードを追加した後でも、引き続き実物のマイナンバーカードもマイナ保険証として利用可

- **スマホ対応医療機関・薬局の確認**

→**医療機関・薬局の受付にあるステッカーを事前に確認した上で、スマホを持参して受付。**

(ステッカーの掲示がなければ、引き続きマイナンバーカードを持参)

※スマホ対応医療機関・薬局については、厚労省HPにも順次掲載



※電子証明書の有効期限が切れると、スマホでのオンライン資格確認は不可。

※スマートフォンへのマイナンバーカードの追加は1人1端末のみ可能だが、機種変更時にはマイナポータルアプリで古い端末から削除・再追加をするか、新しい端末で追加することで対応(この場合、古い端末での削除は不要)。また、15歳以上が利用可。

医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求 (令和6年12月2日以降の取扱い)

令和6年10月31日

第184回社会保障審議会
医療保険部会

資料2

マイナンバーカードをカードリーダーにかざすようご案内ください

確認できた

マイナンバーカードを
持っていない方の場合

問題なし

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

健康保険証
(~2025.12/1)



資格確認書
(2024.12/2~)

資格確認書
有効期限 XXXX
氏名 山田太郎
負担割合 3割
保険者名 ●●●

マイナ保険証



※追加で保険証の提示は
不要

※電子証明書の有効期限
後3カ月間は資格確認可

【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウン
ロードしたPDFファイルも可



※追加で保険証の
提示は不要

資格情報のお知らせ

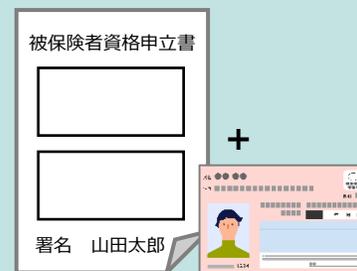


【再診の場合】

過去の受診で
請求に必要な
資格情報を把
握していれば、
患者への口頭
確認

【初診の場合】

被保険者資格申立書



(事後に確認)

患者には適切な自己負担分(3割分等)の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、
レセプト請求をしてください

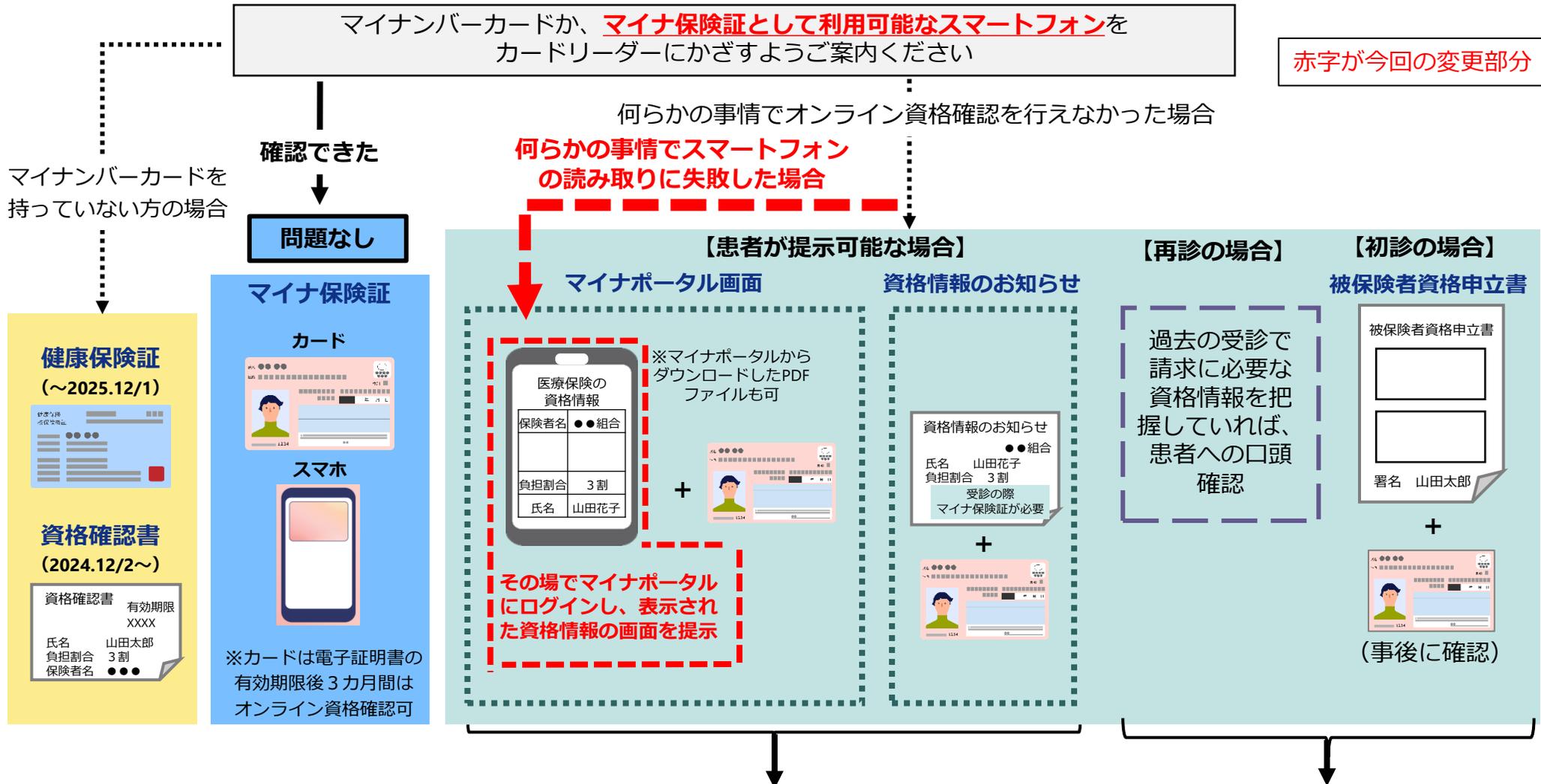
※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロード
しておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください

- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
- ② オンライン資格確認における「資格(無効)」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
- ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備 (資格確認方法)

何らかの事情によりスマートフォンのマイナンバーカードが読み取れずマイナ保険証で資格確認が行えなかった場合については、**その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示**することで資格確認を行う。



患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください



黒丸文字の解消に向けた対応

ひと、暮らし、みらいのために

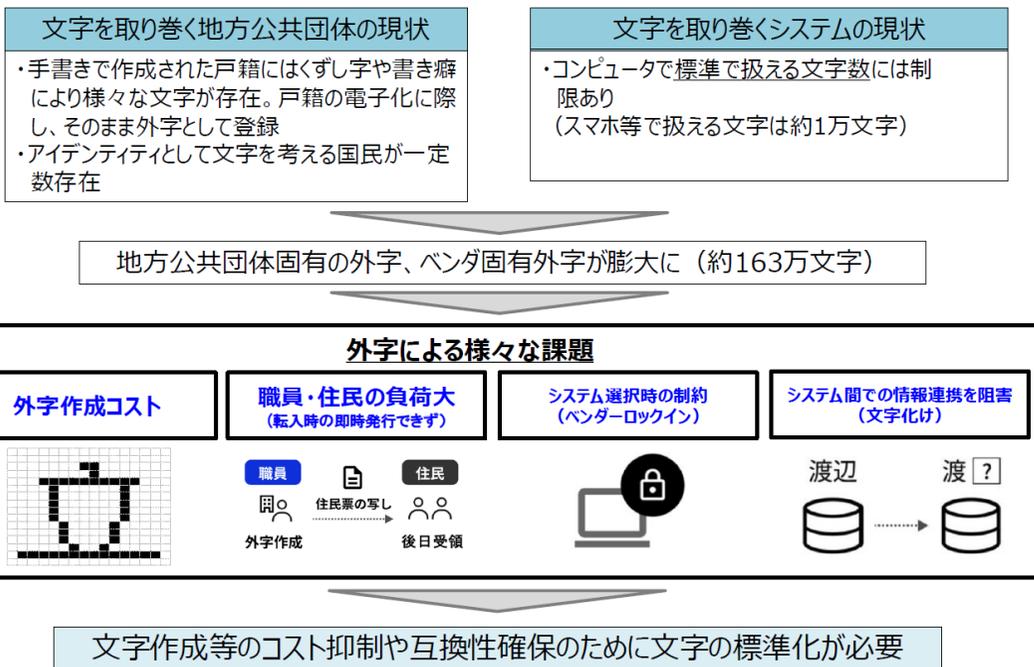


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

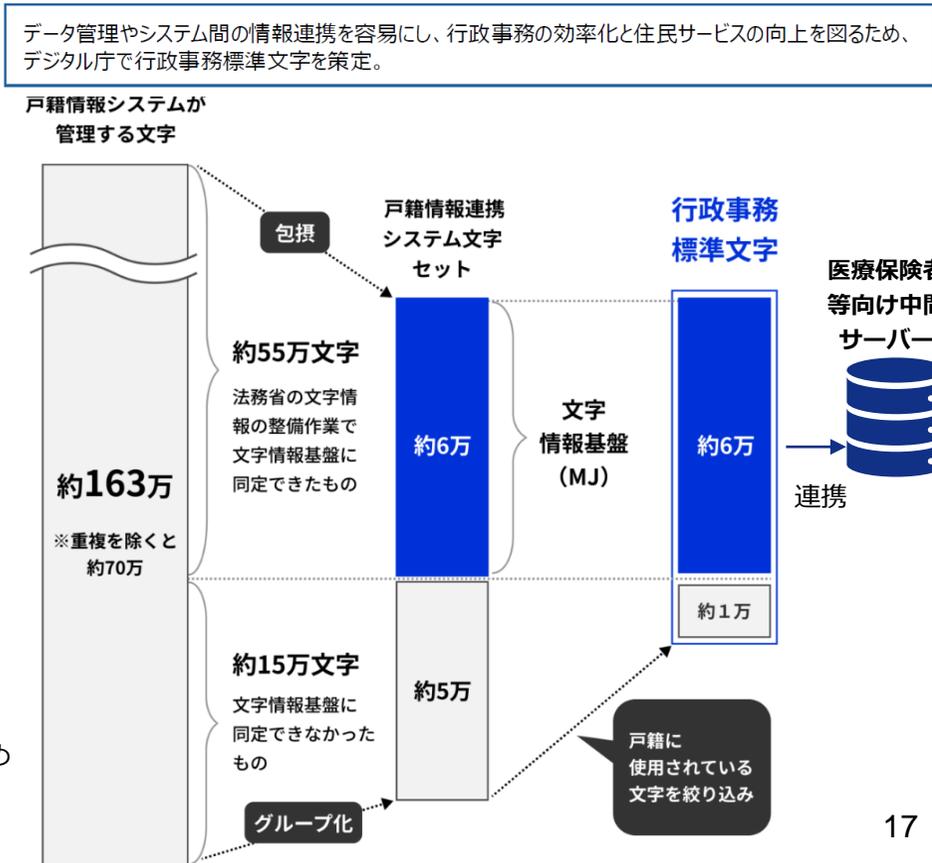
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく文字の標準化

- 令和3年に成立した地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（標準化法）の施行に伴い、原則、令和8年4月1日より、自治体システムで使用する文字について標準化されることとされている。
- これにより、自治体の基幹業務システム（戸籍、住基、地方税、国保、後期、生保など）において使用される文字について、自治体ごとに、順次、行政事務標準文字に置き換えられる。また、外部システムと情報連携する際は、医療保険者等向け中間サーバーを含む個々の外部システムの要件に応じた文字セットで連携される。

地方公共団体情報システムにおける文字の課題



(参考) 行政事務標準文字の策定



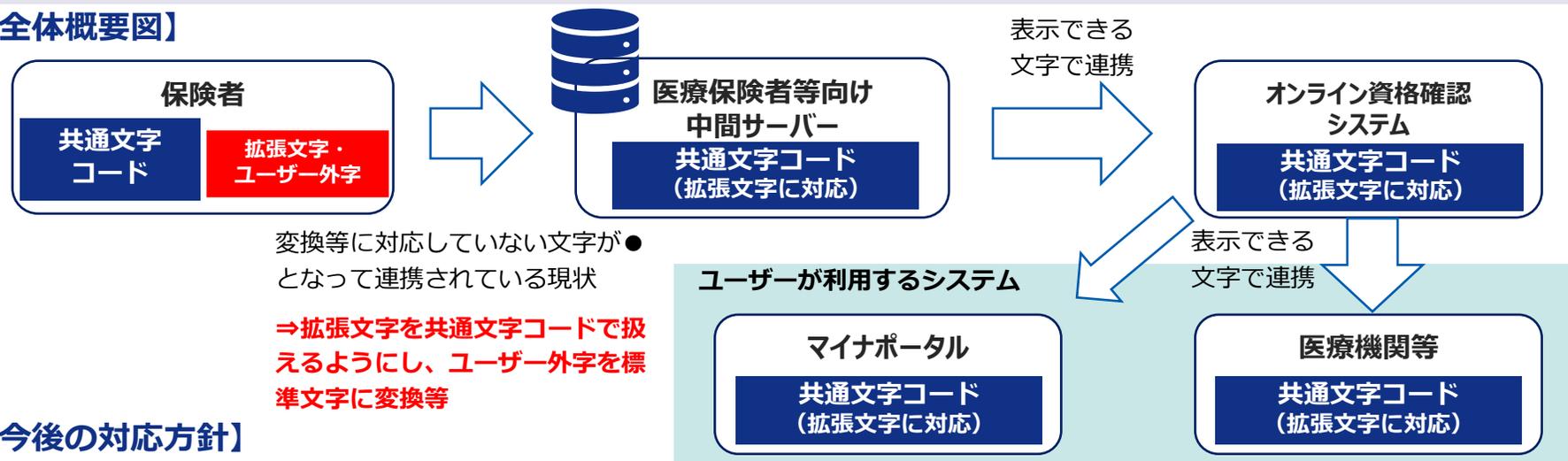
※文字の標準化は、自治体における文字作成等のコスト抑制やシステム間の互換性確保のために字形が異なる文字を標準化するもので、字体（漢字の骨組み）を変更するものではないため、標準化前の文字と同一の文字として扱うこととなる。

(令和7年8月4日付け社第457号 デジタル庁留意事項通知抜粋)

黒丸文字の解消に向けた対応

- 医療保険者等向け中間サーバーに登録されている1.2億件の加入者情報のうち、約550万件（4.4%）の加入者の氏名で、医療機関等のレセコンやマイナポータルで表示したときに黒丸になる文字が含まれている。
- 黒丸表記のままでもレセプト請求が可能であることを改めて周知するほか、自治体システムの標準化の取組の中で、戸籍、住基、地方税、国保、後期、生保等でも文字の標準化が進むことと併せて、中間サーバーで扱える文字を広げつつ、保険者で登録している外字を標準文字に置き換えることで、黒丸で表示される文字を縮小させていく。

【全体概要図】



【今後の対応方針】

- 保険者で使用している拡張文字への対応**（例：「高」「崎」など）
中間サーバー側で表示可能な文字種別を追加し、保険者から登録があった際に「●」にならずに表示可能に
- 保険者で独自に使用しているユーザー外字への対応**（例：「吉」など）
中間サーバー側で、保険者独自のユーザー外字について、加入者の理解も得ながら、簡易な標準文字か共通の文字コードで対応できる文字への置き換えを行っていき、加入者には、マイナポータルで標準文字に変換した旨をご案内（国保・後期・生保については、保険者で使用するユーザー外字が行政標準文字へと置き換わっていく）
⇒令和8年度中を目途に、大多数の文字の「●」表示の解消を目指す

参考資料



マイナ保険証に関する現状

取得

① マイナンバーカードの保有状況 ※ () 内は令和6年1月末時点

マイナンバーカードの保有者
R7.7月末：9,852万人（9,168万人）、全人口の79.2%（73.1%）

保有率向上



登録

② マイナ保険証の登録状況 ※ () 内は令和6年1月末時点

マイナ保険証の登録者
R7.7月末：8,534万人（7,143万人）、カード保有者の86.6%（77.9%）

登録率向上



携行

③ マイナンバーカードの携行状況 ※ () 内は令和6年2月時点

マイナンバーカードの携行者
R7.4月：カード保有者の約60%（約40%）

携行率向上



利用

④ マイナ保険証の利用状況 ※ () 内は令和6年2月時点

マイナンバーカード保有者の
利用経験（Web調査）
R7.4月：約7人に5人（約4人に1人）

利用率向上

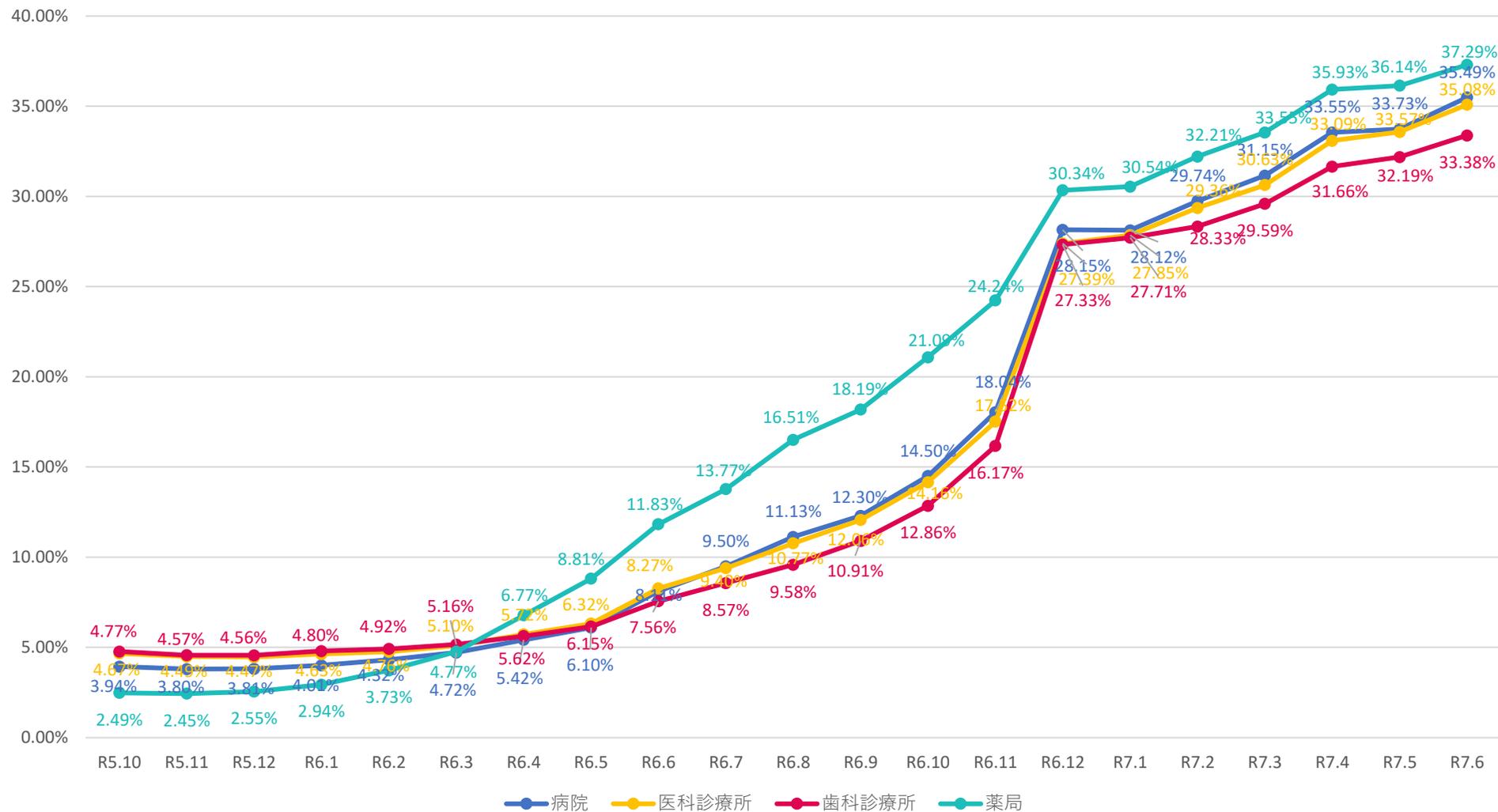
マイナ保険証の利用実績 ※ () 内はR6.3月時点
R6.7月：7,810万件（838万件）、31.43%（4.99%）

（参考）マイナ保険証の利用者数（7月）：3,146万人、
（同月の医療機関受診者（マイナ保険証登録者）に占める割合は66.9%（推計値））

カード保有者の約70%
カード保有者の約60% 8,534万人 9,852万人 12,433万人

（マイナ保険証の利
用経験がある者）の携行者） （マイナ保険証
（マイナ保険証登録者）
（カード保有者） （R7.1.1時点の住基人口）

施設類型別のマイナ保険証利用率の推移



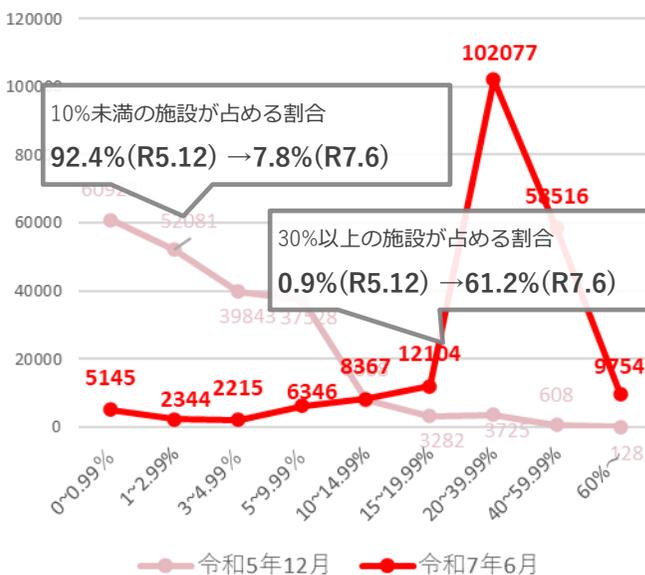
※ 利用割合 = MNC利用人数 / レセプト件数

マイナ保険証の利用状況

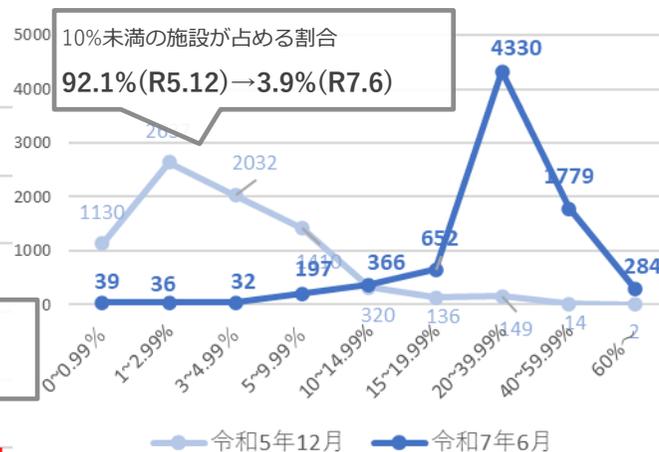
■ マイナ保険証利用割合ごとの施設数の分布 (レセプトベース利用割合)

令和5年12月、令和7年6月時点

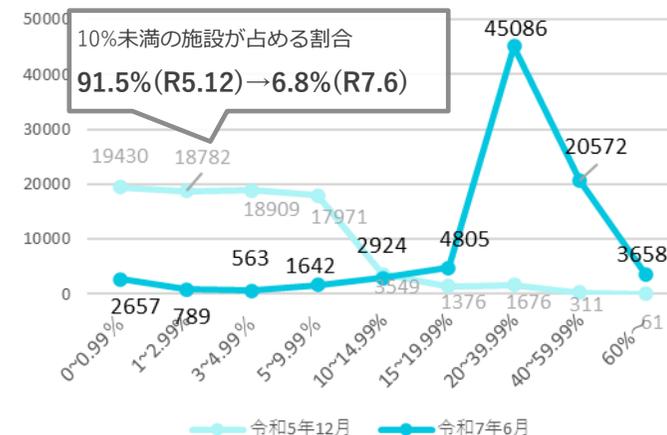
全体



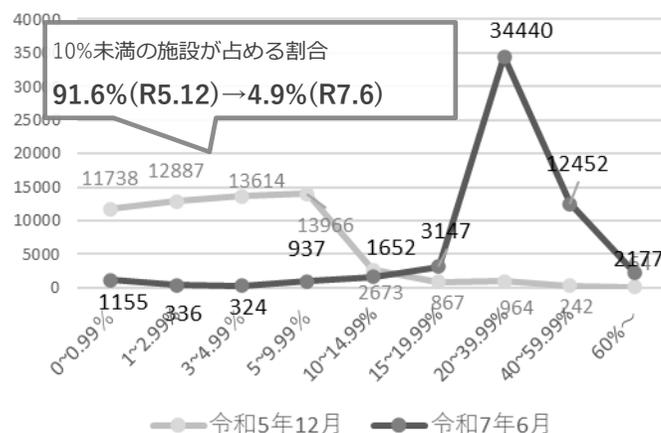
病院



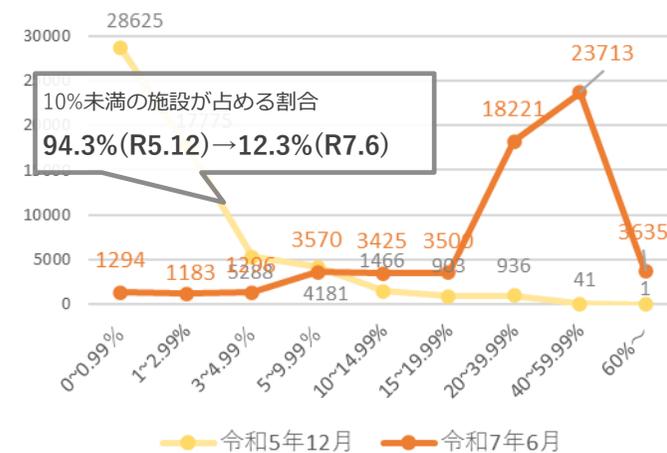
内科診療所



歯科診療所

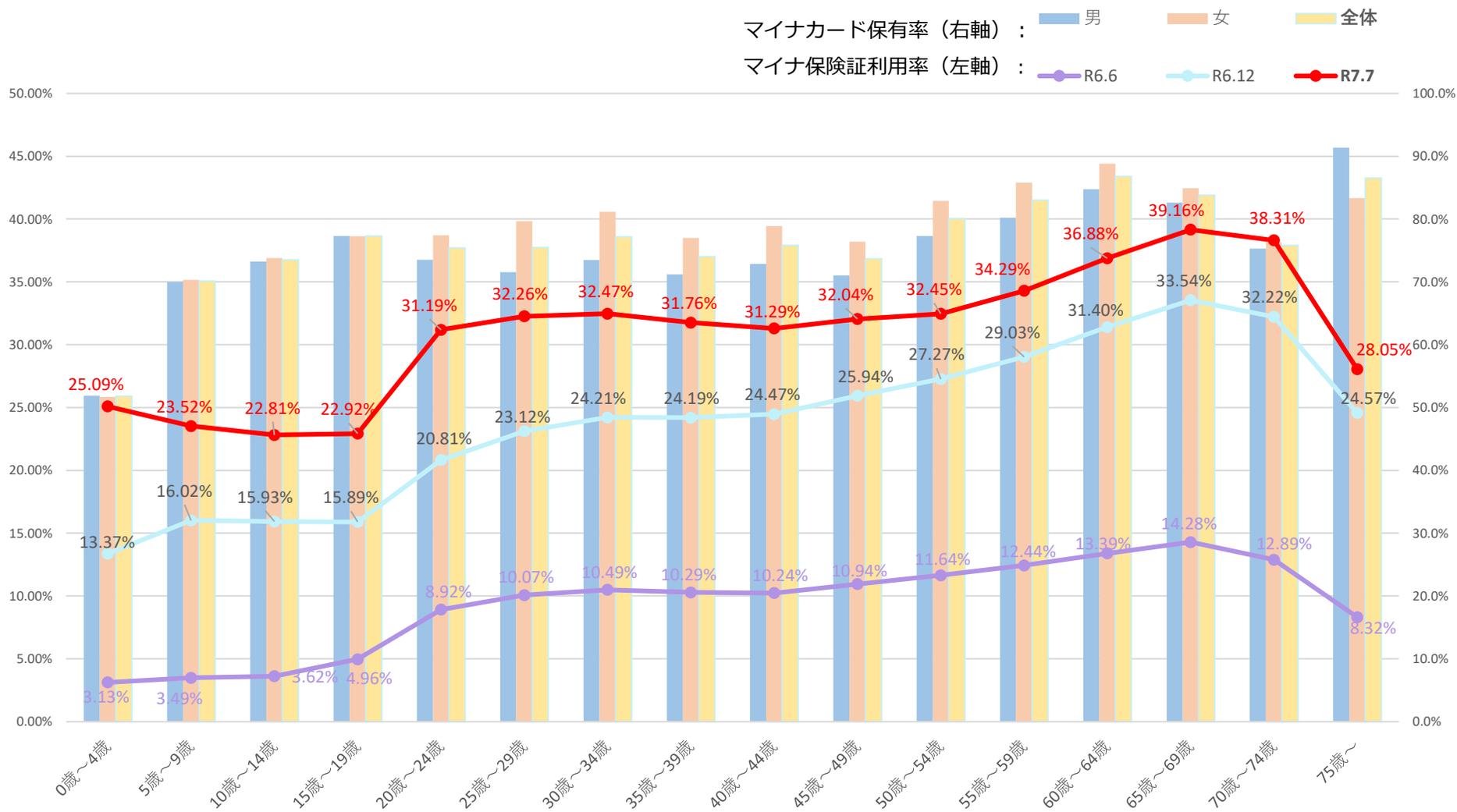


薬局



※ 利用割合 = MNC利用人数 / レセプト件数
 ※ レセプト件数50以上等の施設を対象に算出 (施設数: 206,126(R5.12)、206,868(R7.6))

マイナ保険証利用率（年齢階層別）



※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数
 ※マイナカード保有率は令和7年3月時点のデータ

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用 (令和7年7月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率 (令和7年7月) は以下のとおり。

※黄色 = 上位5県 灰色 = 下位5県

都道府県名	利用率
北海道	30.26% (+0.76%)
青森県	31.16% (+1.05%)
岩手県	34.46% (+0.43%)
宮城県	29.29% (+0.68%)
秋田県	29.69% (+0.76%)
山形県	33.93% (+0.56%)
福島県	37.16% (+0.39%)
茨城県	34.15% (+0.89%)
栃木県	35.55% (+0.83%)
群馬県	33.19% (+0.65%)
埼玉県	29.30% (+0.77%)
千葉県	34.25% (+1.09%)
東京都	28.62% (+0.55%)
神奈川県	31.08% (+0.82%)

全国	31.43% (+0.79%)
----	-----------------

都道府県名	利用率
新潟県	39.23% (+1.14%)
富山県	41.52% (+0.88%)
石川県	37.56% (+0.93%)
福井県	46.10% (+1.17%)
山梨県	30.46% (+0.96%)
長野県	28.59% (+0.91%)
岐阜県	31.00% (+0.96%)
静岡県	34.40% (+0.86%)
愛知県	28.90% (+0.79%)
三重県	30.03% (+0.78%)
滋賀県	35.60% (+1.03%)
京都府	33.87% (+0.05%)
大阪府	28.85% (+0.73%)
兵庫県	31.36% (+0.45%)
奈良県	32.82% (+1.35%)
和歌山県	25.62% (+1.24%)

都道府県名	利用率
鳥取県	34.18% (+0.64%)
島根県	39.35% (+1.04%)
岡山県	31.04% (+0.91%)
広島県	34.53% (+0.71%)
山口県	37.33% (+1.04%)
徳島県	31.36% (+0.98%)
香川県	32.93% (+0.85%)
愛媛県	25.66% (+0.86%)
高知県	27.96% (+0.74%)
福岡県	30.77% (+0.94%)
佐賀県	34.29% (+0.72%)
長崎県	32.49% (+0.90%)
熊本県	34.45% (+0.86%)
大分県	31.04% (+0.97%)
宮崎県	34.80% (+0.96%)
鹿児島県	37.48% (+1.23%)
沖縄県	18.98% (+0.40%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
(括弧内の値は令和7年6月の値からの変化量 (%ポイント))

施設類型別・都道府県別の利用実績

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

【医科診療所】

順位	R7.6順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(1)	秋田	39.08%	220,154	563,380
2	(2)	新潟	39.01%	581,128	1,489,569
3	(3)	富山	38.54%	274,690	712,796
4	(4)	福井	38.25%	174,845	457,071
5	(5)	青森	37.40%	312,554	835,645
6	(6)	島根	36.67%	196,340	535,492
7	(7)	鹿児島	35.89%	449,384	1,252,019
8	(8)	静岡	35.65%	1,135,654	3,185,686
9	(9)	宮崎	35.06%	280,091	798,779
10	(10)	滋賀	34.67%	318,558	918,719
11	(11)	栃木	33.87%	503,602	1,486,869
12	(12)	山口	33.45%	436,603	1,305,159
13	(15)	千葉	33.16%	1,473,979	4,444,682
14	(13)	福島	32.57%	427,562	1,312,740
15	(17)	石川	32.47%	271,906	837,448
16	(14)	鳥取	32.24%	139,272	432,043
17	(19)	茨城	31.83%	573,409	1,801,359
18	(18)	山形	31.73%	304,485	959,487
19	(16)	岩手	31.72%	283,631	894,165
20	(20)	北海道	31.35%	1,073,060	3,422,621
21	(21)	香川	31.23%	207,268	663,775
22	(22)	群馬	30.51%	477,558	1,565,429
23	(23)	宮城	30.49%	602,327	1,975,211
24	(24)	神奈川	30.15%	2,532,665	8,398,993
25	(25)	熊本	29.29%	498,848	1,703,082
26	(28)	奈良	29.13%	295,223	1,013,378
27	(27)	山梨	29.08%	148,671	511,223
28	(31)	岐阜	28.67%	519,529	1,811,881
29	(26)	京都	28.50%	503,255	1,765,931
30	(29)	広島	28.40%	742,874	2,615,541

【病院】

順位	R7.6順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(1)	栃木	65.61%	191,843	292,386
2	(2)	山形	62.78%	110,192	175,519
3	(3)	新潟	61.97%	213,589	344,648
4	(5)	千葉	59.67%	527,460	884,025
5	(8)	富山	59.50%	161,133	270,825
6	(4)	茨城	59.34%	236,696	398,899
7	(7)	島根	58.71%	69,181	117,839
8	(9)	京都	57.95%	227,220	392,093
9	(6)	山梨	57.36%	63,203	110,192
10	(10)	石川	56.19%	136,642	243,167
11	(14)	鳥取	55.16%	51,839	93,980
12	(11)	滋賀	54.69%	102,488	187,395
13	(13)	香川	53.95%	84,296	156,240
14	(12)	岐阜	53.95%	152,821	283,287
15	(15)	宮城	53.90%	182,405	338,408
16	(20)	長野	53.63%	199,872	372,717
17	(17)	山口	53.54%	133,940	250,152
18	(16)	神奈川	53.45%	591,685	1,106,983
19	(18)	北海道	53.18%	565,332	1,062,974
20	(21)	福井	53.07%	87,527	164,929
21	(22)	奈良	52.48%	109,345	208,349
22	(23)	三重	51.83%	128,328	247,608
23	(19)	福島	51.71%	154,276	298,330
24	(25)	宮崎	51.64%	120,134	232,650
25	(24)	岩手	51.37%	106,579	207,468
26	(26)	広島	51.30%	238,714	465,369
27	(28)	大分	51.16%	124,675	243,701
28	(27)	青森	51.10%	115,924	226,843
29	(29)	静岡	50.72%	279,154	550,390
30	(30)	愛媛	50.47%	115,029	227,928

施設類型別・都道府県別の利用実績

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

【医科診療所】

順位	R7.6順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
31	(34)	愛媛	28.10%	276,351	983,354
32	(30)	兵庫	28.08%	1,280,474	4,560,697
33	(32)	埼玉	28.04%	1,533,623	5,469,346
34	(33)	三重	28.03%	464,336	1,656,363
35	(35)	長野	27.63%	396,772	1,435,779
36	(38)	大分	27.51%	229,857	835,510
37	(36)	東京	27.22%	3,634,266	13,350,716
38	(37)	愛知	27.21%	2,019,168	7,420,922
39	(39)	徳島	27.05%	137,066	506,788
40	(40)	岡山	26.87%	385,998	1,436,625
41	(41)	長崎	26.73%	344,715	1,289,491
42	(42)	大阪	26.53%	1,909,846	7,198,234
43	(43)	佐賀	26.15%	214,737	821,272
44	(44)	福岡	25.86%	1,293,759	5,002,278
45	(45)	高知	24.93%	95,589	383,495
46	(46)	和歌山	22.43%	190,668	849,993
47	(47)	沖縄	20.90%	181,293	867,267

【病院】

順位	R7.6順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
31	(31)	秋田	50.25%	66,462	132,265
32	(32)	長崎	49.61%	125,339	252,642
33	(33)	東京	49.37%	940,750	1,905,326
34	(34)	鹿児島	48.88%	178,606	365,418
35	(35)	群馬	48.83%	151,994	311,246
36	(36)	埼玉	48.64%	488,000	1,003,218
37	(37)	兵庫	47.68%	380,856	798,793
38	(39)	岡山	47.61%	172,591	362,495
39	(38)	佐賀	46.94%	84,827	180,710
40	(41)	熊本	46.02%	179,303	389,644
41	(40)	大阪	45.86%	555,555	1,211,514
42	(42)	和歌山	44.44%	75,002	168,755
43	(43)	愛知	44.27%	489,668	1,106,215
44	(45)	福岡	43.38%	373,575	861,083
45	(44)	徳島	43.27%	78,483	181,386
46	(46)	高知	41.26%	65,961	159,848
47	(47)	沖縄	29.54%	64,269	217,573

施設類型別・都道府県別の利用実績

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

【歯科診療所】

順位	R7.6順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(1)	宮崎	63.67%	92,210	144,822
2	(2)	富山	57.09%	95,601	167,455
3	(4)	三重	56.36%	147,454	261,611
4	(3)	岐阜	56.32%	178,154	316,303
5	(5)	山梨	56.21%	52,011	92,524
6	(6)	山口	55.15%	128,318	232,668
7	(8)	岩手	53.84%	83,174	154,476
8	(9)	鹿児島	53.78%	139,702	259,765
9	(7)	広島	53.56%	248,337	463,690
10	(10)	静岡	53.01%	335,988	633,855
11	(13)	山形	52.01%	90,583	174,159
12	(12)	石川	51.84%	83,165	160,437
13	(18)	奈良	51.80%	88,418	170,701
14	(14)	熊本	51.69%	150,790	291,694
15	(11)	福島	51.51%	128,656	249,765
16	(15)	京都	51.48%	161,042	312,814
17	(16)	和歌山	51.43%	51,781	100,676
18	(17)	滋賀	51.31%	98,632	192,218
19	(20)	福井	50.78%	53,626	105,596
20	(21)	長崎	50.48%	107,249	212,454
21	(19)	秋田	50.19%	67,059	133,613
22	(22)	愛知	49.74%	619,044	1,244,634
23	(23)	長野	49.67%	136,244	274,305
24	(24)	大分	48.13%	63,977	132,913
25	(25)	佐賀	47.23%	63,858	135,195
26	(26)	群馬	47.23%	149,306	316,156
27	(28)	栃木	46.39%	172,056	370,917
28	(27)	兵庫	46.26%	368,552	796,670
29	(29)	青森	45.92%	83,103	180,973
30	(30)	茨城	45.79%	194,188	424,116

【薬局】

順位	R7.6順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(1)	福井	49.94%	252,384	505,330
2	(2)	佐賀	39.04%	217,519	557,128
3	(3)	島根	36.02%	167,730	465,670
4	(4)	福島	35.62%	438,303	1,230,426
5	(6)	新潟	34.84%	651,410	1,869,529
6	(5)	富山	34.78%	276,229	794,306
7	(8)	山口	34.75%	421,920	1,214,206
8	(9)	広島	34.26%	722,327	2,108,585
9	(7)	石川	34.14%	256,034	749,911
10	(10)	熊本	33.84%	416,776	1,231,622
11	(14)	鹿児島	32.47%	415,899	1,280,729
12	(12)	長崎	31.72%	299,080	942,821
13	(13)	福岡	31.10%	1,193,046	3,835,831
14	(11)	京都	30.73%	536,127	1,744,355
15	(15)	岩手	30.47%	310,201	1,018,050
16	(16)	鳥取	30.23%	116,661	385,876
17	(19)	滋賀	29.89%	301,122	1,007,424
18	(20)	岡山	29.28%	370,635	1,265,662
19	(18)	栃木	29.28%	481,038	1,642,890
20	(17)	群馬	29.25%	378,912	1,295,411
21	(23)	茨城	28.95%	600,369	2,073,890
22	(22)	兵庫	28.90%	1,168,899	4,044,132
23	(21)	山形	28.85%	346,305	1,200,533
24	(25)	千葉	28.78%	1,352,243	4,698,148
25	(24)	香川	28.57%	202,145	707,590
26	(27)	奈良	28.49%	236,437	829,824
27	(26)	徳島	28.44%	125,933	442,856
28	(28)	静岡	27.69%	1,020,678	3,686,670
29	(29)	神奈川	27.10%	2,115,970	7,808,744
30	(31)	宮崎	26.54%	266,698	1,004,899

施設類型別・都道府県別の利用実績

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

【歯科診療所】

順位	R7.6順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
31	(31)	福岡	45.27%	387,294	855,438
32	(32)	島根	45.27%	54,104	119,526
33	(33)	徳島	44.48%	44,788	100,688
34	(34)	大阪	43.01%	574,570	1,335,859
35	(35)	埼玉	42.40%	515,791	1,216,540
36	(38)	高知	41.42%	43,804	105,767
37	(37)	千葉	41.25%	472,598	1,145,569
38	(39)	新潟	40.78%	178,044	436,644
39	(36)	宮城	40.76%	183,187	449,402
40	(40)	神奈川	39.15%	683,401	1,745,533
41	(41)	香川	38.67%	63,104	163,182
42	(44)	鳥取	37.70%	41,894	111,114
43	(43)	岡山	37.35%	130,708	349,924
44	(42)	北海道	37.18%	395,937	1,065,058
45	(45)	愛媛	37.06%	93,012	250,961
46	(46)	沖縄	36.17%	44,716	123,644
47	(47)	東京	30.60%	991,253	3,239,254

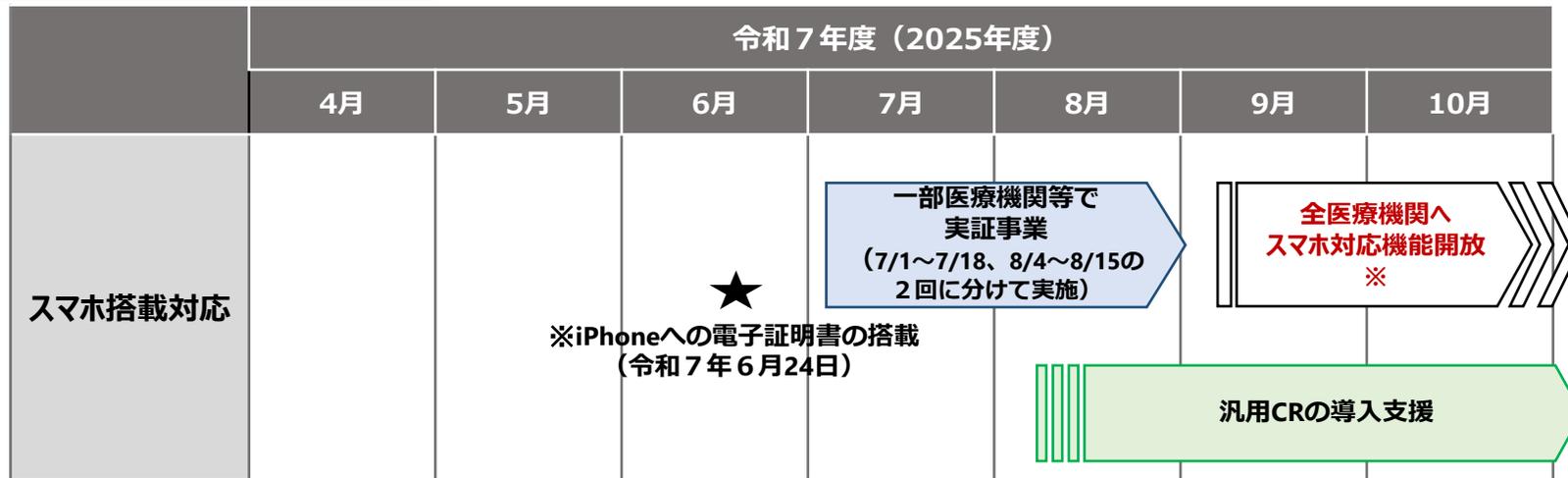
【薬局】

順位	R7.6順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
31	(30)	大分	26.32%	235,269	893,805
32	(32)	東京	26.28%	3,060,039	11,643,201
33	(33)	大阪	25.21%	1,586,474	6,291,825
34	(34)	岐阜	25.12%	440,232	1,752,593
35	(35)	埼玉	24.70%	1,524,902	6,173,349
36	(37)	愛知	24.47%	1,677,594	6,854,488
37	(36)	三重	24.45%	393,487	1,609,569
38	(38)	山梨	23.80%	166,152	697,977
39	(39)	北海道	23.43%	1,215,438	5,187,421
40	(40)	宮城	22.94%	572,753	2,497,023
41	(41)	高知	22.59%	100,428	444,542
42	(42)	青森	22.47%	321,209	1,429,393
43	(45)	和歌山	21.63%	166,546	769,882
44	(43)	秋田	21.26%	270,820	1,274,024
45	(44)	長野	20.71%	361,036	1,743,490
46	(46)	愛媛	18.19%	266,021	1,462,328
47	(47)	沖縄	13.49%	149,348	1,107,307

外来診療等におけるスマホ搭載対応について

- iPhoneへの電子証明書の搭載後、Androidも含めて、スマホ搭載されたマイナ保険証の使用について一部の医療機関等（15施設）において実証事業を実施予定。
- 実証事業において窓口での動作確認やスマホ保険証を用いた資格確認時に生じるエラー等の検証を行った後、導入を希望する医療機関等より順次、スマホ保険証の利用を開始する想定。

令和7年度の実施スケジュール（想定）



※環境が整った医療機関等から徐々に運用開始
(全医療機関に導入を義務付けるものではない)

実証事業の概要

先行してスマホ搭載対応の環境が整備された医療機関等において、患者がスマホ保険証を用いた場合の資格確認が問題なく実施されるか、以下の観点を中心として確認する。

- 患者向け : スマホをかざす場所や画面操作方法に分かりづらい点がないか、マイナンバーカードと同じようにご利用いただけるか
- 医療機関等向け : 導入のための機器設定や運用に分かりづらい点がないか、誤操作等に起因するエラーにより窓口が混乱することがないか など

※実証事業を実施する医療機関等については、病院：4施設、医科診療所：7施設、歯科診療所：2施設、薬局：2施設。

スマートフォンでの保険証利用について

スマートフォンでのマイナ保険証は、スマホ用電子証明書の搭載準備を行った上で、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで操作をした上で、汎用カードリーダーにかざして利用。

事前準備

○ (iPhoneのみ) 生体認証 (Face ID・Touch ID 等) の登録

※iPhone本体の生体認証 (Face IDまたはTouch ID) が登録されていることが
スマホ用電子証明書の登録 (発行) には必要です。

○ スマホ用電子証明書の利用申請

※申請にはマイナンバーカードと署名用電子証明書 (原則15歳以上に発行) が必要です。

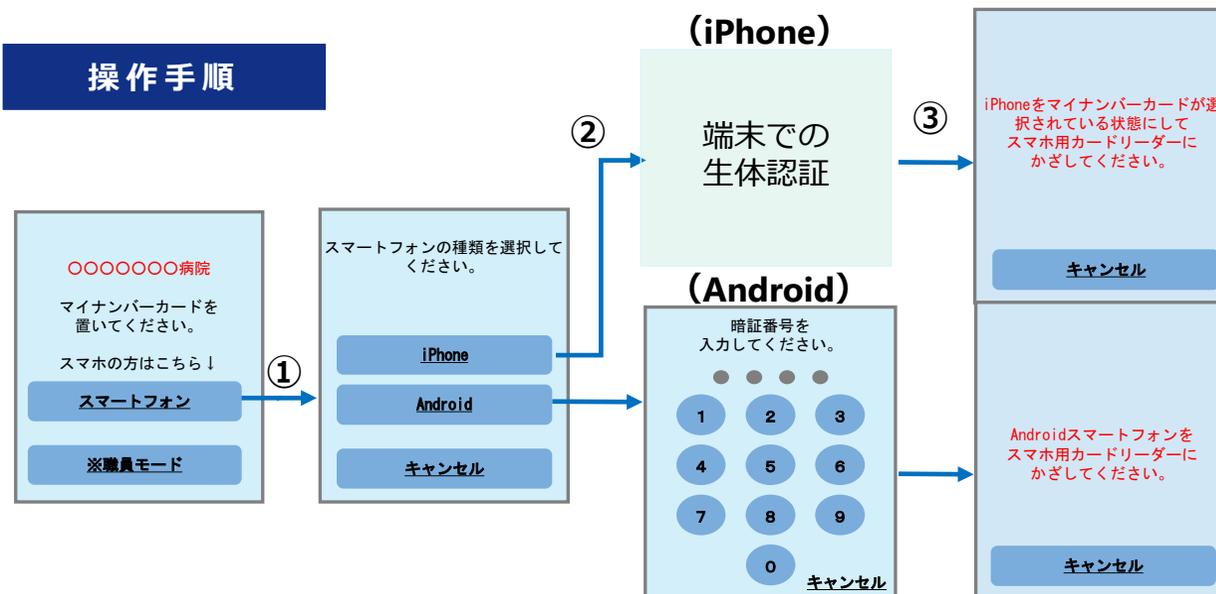
○ スマートフォンへの電子証明書の登録

※マイナ保険証の利用登録がお済みでない方は、あわせてマイナポータル上から登録可

(参考) 汎用カードリーダーの設置イメージ



操作手順



【操作の流れ】

- ①顔認証付きカードリーダーでスマホ利用を選択
- ②該当する端末を選び、対応する本人認証を実施
- ③スマホを汎用CRにかざし電子証明書を読み取る
⇒マイナンバーカード利用時と同様に、顔認証付きカードリーダーで同意情報を入力

※初めて受診する医療機関にはマイナンバーカードもあわせてお持ち下さい

登録済みデータの確認作業の結果

令和6年8月30日

第181回社会保障審議会
医療保険部会

資料1
(一部更新)

令和7年7月末現在

住基情報（J-LIS情報） との突合結果	令和5年		令和6年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月～
生年月日・性別不一致 (①：2,779件)	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>【全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了。確認が必要な約139万件について閲覧停止をしたうえで、保険者等による確認作業を実施】</p> <p>→ 4月までに、①・②の不一致データの確認作業を終了し、確認済みの全てのデータについて閲覧停止を解除</p> <p>※ 検知された誤登録数：602件（令和7年7月末現在。令和6年8月30日に公表した件数539件に、その後追加で報告のあった件数を加えた）</p> <p>上記誤登録数うち、薬剤情報等が閲覧された件数：31件（令和7年7月末現在。令和6年8月30日に公表した件数16件に、その後追加で報告があった件数を加えた）</p> <p>（試行実施で検出されたものや、保険者の自己点検等で検知された誤登録を含む）</p> </div>						
氏名の不一致等 (②：約139万件)							
全加入者 (*)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>確認作業終了を踏まえ、安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、原則全加入者に対して個人番号下4桁を送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険：資格情報のお知らせ送付時 ・地域保険：保険証の更新時 等 </div>						

新誤入カチェックシステムの運用開始

【5月7日～】

→ データ登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報との突合を行う

* 個人番号未提出者等については別途対応

健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い（令和7年6月27日事務連絡）

問 多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効するが、

- ・有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう患者や
- ・健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者

に対しては、どのように受給資格の確認をするのか。

（答）

- 受給資格の確認は、受診等の都度、患者本人が提示した情報に基づく資格確認を行う必要があることから、
 - ① 患者がマイナンバーカードを利用して電子資格確認を受ける
 - ② 患者が保険医療機関等に資格確認書、又は有効期限内の発行済み健康保険証を提出するのいずれかにより行うことが基本である。
- また、①の資格確認を受けられなかった場合には、
 - ・患者のマイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」（※）か、
 - ・患者のマイナンバーカードとマイナポータルに表示する資格情報画面によって資格確認を行うことを可能としている。
（※）健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を有する被保険者に対して健康保険証の有効期限が切れる前までに送付される。書面上はこのお知らせのみでは受診できない旨が通常記載されている。
- しかし、令和7年8月1日以降、多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効していくことにより、気がつかずに有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう患者、健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者が保険医療機関等を訪れることも当面は想定される。
- 患者が有効期限を迎えた従来の健康保険証からの切り替えやマイナ保険証の電子証明書の有効期限の更新等への対応が必要な中において、こうした場合の移行期の対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、保険医療機関等の現場における実態を勘案すれば、暫定的な対応として差し支えないものと考えらる。
- こうした移行期における暫定的な対応は、最後に切り替わる自治体の健康保険証の有効期限が令和7年12月1日であることに鑑み、令和8年3月末までの対応とし、あわせて、保険医療機関等から患者に対し、次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくよう働きかけることについて御協力いただきたい。